

## 様式第十三（第4条関係）

### 新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

#### 1. 確認の求めを行った年月日

令和4年9月12日

#### 2. 回答を行った年月日

令和4年9月30日

#### 3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者は、新たな事業として、製造業における重要データである図面データについて、クラウド管理を行うサービスである『CADD i DRAWER』（以下「本サービス」という。）を開発した。本サービスは、従来のクラウドサービスとは異なり、アップロードされた図面データを独自のアルゴリズムにより自動解析できることを特徴としている。具体的には、（1）類似図面の的確な検索を実現する、（2）材質・寸法・発注先・発注単価等の数値データを図面に自動で紐付けするといったことを実現することで、類似図面についての過去の発注実績や発注費用等を検索して比較検討できるなど、これまでのクラウドサービスにはなかった新たな機能を提供するサービスを行う。

#### 4. 確認の求めの内容

本サービスを利用する顧客がクラウドにアップロードした図面データが外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）の規制対象となる技術（以下「特定技術」という。）に該当する場合において、非居住者（顧客企業の海外在住社員等）が当該図面データを閲覧できる場合には、外為法第25条第1項の許可を要する可能性がある。

このため、当該顧客が非居住者となる顧客企業の海外在住社員等が特定技術である図面データを閲覧、取得又は利用することを禁止する措置（アクセス制限措置）を講じる場合においては、顧客企業による本サービスの利用は、外為法第25条第1項に規定する「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に該当せず、許可を要しないことを確認したい。

#### 5. 確認の求めに対する回答の内容

本照会事業において、クラウド管理を行うサービスを利用する顧客が、外為法の規制対象技術となる特定技術に該当する図面データをクラウドにアップロードし、当該アップロードした図面データについて、外為法第25条第1項に規定する非居住者と解される顧客企業の海外在住社員等への提供とならないための措置として、当該海外在住社員等による閲覧、取得又は利用を禁止する措置（アクセス制限措置）を行うということであり、当該措置を講じることにより、実際に非居住者への技術提供が行われない場合には、外為法第25条第1項の許可は不要となると考えられる。

ただし、令和4年5月1日より、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4貿易局第492号。以下「役務通達」という。）の1（3）サに規定する特定類型に該当する居住者（自然人に限る。以下同じ。）への特定技術の提供についても外為

法第25条第1項の許可を要することとなるため、上記措置に加え、特定類型に該当する居住者への技術データへのアクセスも管理対象とする必要がある。

また、役務通達の別紙1-2に示すとおり、次に該当する場合には、実質的にクラウドサービスの利用者がクラウドサービス提供者等（当該者が非居住者又は特定類型に該当する居住者である場合）に特定技術を提供する取引として、許可を要する。

#### <役務通達 別紙1-2 いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈（抜粋）>

実質的にはサービス利用者からサービス提供者等に特定技術を提供することを目的とする取引であると認められる場合は、外為法第25条第1項に定める役務取引に該当する。  
例えば、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用できることを知りながら契約を締結する場合には、当該契約は特定技術の情報を提供することを目的とする取引とみなす。

また、契約を開始した後に、保管した特定技術をサービス提供者等が閲覧、取得又は利用していることが判明したにもかかわらず、契約関係を継続する場合には、当該事実が判明してから、保管した特定技術の削除に必要な時間を経過した時点をもって、当該特定技術の提供を目的とする取引が開始するものとみなす。

なお、サービス利用者が第三者に特定技術を提供するためにストレージサービスを利用する場合は、当然ながら、当該サービス利用者から当該第三者に対する特定技術の提供を目的とする取引となる。

(注) 本回答は、確認を求める対象となる法令（条項）を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提として、現時点における見解を示したものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

(記載要領)

「3. 新事業活動に係る事業の概要」、「4. 確認の求めの内容」及び「5. 確認の求めに対する回答の内容」中、事業者の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。